

# 文教委員会資料

平成 29 年 1 月 26 日 (木)

請願 第 26 号 教職員の子どもと向き合う時間を確保するため、学  
校現場における業務等を改善し、多忙な勤務実態解  
消と労働条件改善を求める請願

請願 第 27 号 教職員の勤務時間の適正な管理を求める請願

陳情 第 59 号 川崎市立学校教職員の勤務時間等の適正な管理等を  
求める陳情

資料 1	平成 2 3 年度以降における学校業務負担軽減に関する取組状況	1
資料 2	正規の勤務時間以外の勤務時間記録簿の作成に関する要綱	3
資料 3	正規の勤務時間以外の勤務時間記録簿	4
資料 4	労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について (抄) (平成 18 年 4 月 3 日付 初等中等教育企画課長等通知)	5
資料 5	教職員のメンタルヘルス対策について	7
資料 6	学級編制について	8
資料 7	次世代の学校指導体制の在り方について (最終まとめ) ～基本的な考え方～	9
	「次世代の学校」指導体制実現構想 (中期見通し) (仮称) に盛り込むべき事項	10
	(参考) ～多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育～	11
資料 8	川崎市立学校の安全衛生管理体制について	12

教育委員会

平成23年度以降における学校業務負担軽減に関する取組状況（1/2）

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<b>1 学校の組織運営</b>							
①少人数学級等の推進		●法改正により小学校1年生の学級編制の標準が35人となる。小学校2年生における少人数学級(35人以下学級)を113校中12校で実施 ※少人数学級研究指定により41校実施(うち39校に市費の非常勤講師を配置)	●小学校2年生における少人数学級(35人以下学級)を全113校で実施 ※少人数学級研究指定により42校実施(うち42校に市費の非常勤講師を配置)	●小学校2年生における少人数学級(35人以下学級)を全113校で実施 ※少人数学級研究指定により38校実施 ●少人数指導を行う市費の非常勤講師を40校に配置	●小学校2年生における少人数学級(35人以下学級)を全113校で実施 ※少人数学級研究指定により49校実施 ●少人数指導を行う市費の非常勤講師を40校に配置	●小学校2年生における少人数学級(35人以下学級)を全113校で実施 ※少人数学級研究指定により38校実施 ●少人数指導を行う市費の非常勤講師を39校に配置	●小学校2年生における少人数学級(35人以下学級)を全113校で実施 ※少人数学級研究指定により38校実施 ●少人数指導を行う市費の非常勤講師を41校に配置
②新しい職を活用した学校運営		●総括教諭を小学校451名、中学校259名、特別支援学校17名、高校40名配置 ●副校長(学校教育法に基づく)を高校3名配置	●総括教諭を小学校452名、中学校260名、特別支援学校17名、高校40名配置 ●副校長(学校教育法に基づく)を高校3名配置	●総括教諭を小学校451名、中学校262名、特別支援学校17名、高校40名配置 ●副校長(学校教育法に基づく)を高校3名配置	●総括教諭を小学校451名、中学校267名、特別支援学校20名、高校40名配置 ●副校長(学校教育法に基づく)を高校3名配置	●総括教諭を小学校450名、中学校269名、特別支援学校20名、高校40名配置 ●副校長(学校教育法に基づく)を特別支援学校1名、高校3名配置	●総括教諭を小学校445名、中学校268名、特別支援学校23名、高校40名配置 ●副校長(学校教育法に基づく)を特別支援学校1名、高校3名配置
③教員の意識改革	教員公募制	●小学校10名、中学校5名、特支1名成立	●小学校9名、中学校5名、特支1名成立	●小学校8名、中学校10名、高校1名成立	●小学校8名、中学校9名、附属中1名高校1名 成立	●小学校10名、中学校4名、特支1名成立	●継続実施
	チャレンジ教頭選考	●小学校3名、中学校2名選考	●小学校2名、中学校2名、高2名選考	●小学校2名、中学校1名選考	●小学校1名 選考	●小学校1名、特支1名選考	●小学校3名、高校2名選考
	学校評価	●全校において自己評価を実施、評価結果の公表	●継続実施	●継続実施	●継続実施	●継続実施	●継続実施
④児童支援コーディネーターの配置			●7校に1名配置	41校に1名配置	44校に1名配置	65校に1名配置	79校に1名配置
⑤総括学校司書の配置		●各区に3名配置(計21名)	●各区に3名配置(計21名)	●各区に3名配置(計21名)	●各区に3名配置(計21名) ※～H27.3.31 旧称「図書館コーディネーター」	●継続実施	●継続実施
⑥学校司書の配置						●7校の小学校に1名ずつ配置(モデル校として実施)(各区1校) ●1回3時間、年150回以内かつ1日2回以内とし、学校図書館に常駐	●14校(モデル校)に1名ずつ配置(各区2校)
<b>2 地域社会との連携・保護者等への対応</b>							
①区・教育担当		●区・教育体制の整備による学校運営支援等の推進(各区に担当課長・指導主事・事務職員等を区役所に配置)	●継続実施	●継続実施	●継続実施	●継続実施	●継続実施
②区・学校支援センター		●7区で実施	●継続実施	●継続実施	●継続実施	●継続実施	●継続実施
<b>3 外部人材の活用</b>							
①教育活動サポーター		●5,240回分派遣	●5,250回分派遣	●4,845回分派遣	●4,811回分派遣	●4,655回分派遣	●4,655回分派遣予定
②特別支援教育サポーター		●19,250回分配置(110名×175日)	●19,250回分配置(110名×175日)	●21,000回分配置(120名×175日)	●21,000回分配置(120名×175日)	●継続実施	●継続実施
③外国語指導助手(ALT)等		●ALTの配置62名(小:35名、中:22名、高:5名)	●ALTの配置67名(小:35名、中:27名、高:5名)	●ALTの配置70名(小:35名、中:30名、高:5名)	●ALTの配置71名(小:35名、中:31名、高:5名)	●ALTの配置74名(小:35名、中:34名、高:5名)	●ALTの配置74名(小中:69名、高:5名)
④教育ボランティアコーディネーター		●135校に配置	●137校に配置	●144校に配置	●141校に配置	●143校に配置	●141校に配置
⑤部活動外部指導者		●99名派遣	●98名派遣	●97名派遣	●95名派遣	●95名派遣	●継続実施
⑥理科支援員		●小学校113校に配置	●小学校113校に配置	●小学校113校に配置	●小学校113校に配置	●小学校113校に配置	●小学校113校に配置予定

平成23年度以降における学校業務負担軽減に関する取組状況（2/2）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<b>4 専門家等による支援</b>						
①スクールカウンセラー	●スクールカウンセラー全中学校に配置 ●学校巡回カウンセラー7名配置	●継続実施	●継続実施	●継続実施	●継続実施	●継続実施
②スクールソーシャルワーカー	●教育分野の知識に加え、社会福祉等とのネットワークを活用した支援を行うスクールソーシャルワーカーを5名配置	●6名配置	●7名配置	●継続実施	●8名配置	●継続実施
③学校法律相談員	●学校における法的要素を含む事案に対する相談窓口として学校法律相談制度設置。毎月上限10回程度	●継続実施	●継続実施	●継続実施	●継続実施	●継続実施
④日本語指導者等協力者	●新規111件、前年度からの継続203件	●新規122件、前年度からの継続209件	●新規155件、前年度からの継続212件	●新規165件、前年度からの継続246件	●新規179件、前年度からの継続265件	●新規200件予定
⑤心理臨床相談員	●18名配置 (特別支援に係る相談員10名、いじめ・不登校対応に係る相談員8名)	●継続実施	●継続実施	●継続実施	●継続実施	●継続実施
<b>5 教職員の健康保持対策</b>						
①健康推進室	●教職員の心身両面からの健康管理サポートのため設置 ●健康管理保健相談員1名、教職員健康管理保健指導員2名、精神保健相談員2名→3名(増員)配置	●継続実施	●継続実施 ●教職員の心身両面からのサポートの重要性が増す中で、業務の工夫や体制の強化等について検討を進める。	●継続実施	●継続実施	●継続実施
②学校訪問による職場巡視	●学校現場の安全性の向上に資するため年間70校実施 ●安全衛生委員会(産業医等)による巡視	●継続実施	●継続実施	●継続実施	●継続実施	●継続実施
③事務分掌に応じた適正な勤務	●勤務時間記録簿を活用した学校教育職員の勤務実態把握(4～6月分調査実施)	●前年度の調査データに基づく、学校教育職員の勤務実態の把握と健康管理のため、時間外勤務の縮減について、校長会等において説明。	●勤務時間記録簿を活用した学校教育職員の勤務実態把握(4～6月分調査実施)	●勤務時間の把握や健康管理等に配慮するため、勤務時間記録簿の活用の推進を図る。	●勤務時間記録簿を活用した学校教育職員の勤務実態把握(4～6月分調査実施)	●継続実施
<b>6 多面的な支援</b>						
①調査業務等の改善	●調査・様式等の改善及び各課のページの充実に向け各課あて依頼	●継続実施	●継続実施	●継続実施	●継続実施	●継続実施
②校務用パソコンの整備	●H22校務用パソコン1人1台の整備完了 増員に伴う整備の継続実施	●増員に伴う整備の継続実施	●増員に伴う整備の継続実施	●増員に伴う整備の継続実施	●増員に伴う整備の継続実施	●増員に伴う整備の継続実施 ●各校共通使用コンピュータの増台(1台から2台以上へ)
③校務支援システムの導入	●校務支援システムの調査研究継続 ●ICT活用状況調査を実施 ●校務用パソコンを活用した学校業務効率化に向けた検討	●校務支援システムの運用業者選定 ●学校への円滑な導入準備	●校務支援システムの調達業者選定 ●学校への円滑な導入準備	●校務支援システムの本格稼働(グループウェア、出席簿、小学校通信表等) ●校務システムの円滑な運用サポート	●校務支援システムの本格稼働(保健帳票、指導要録、中学校通知表等) ●校務システムの円滑な運用サポート	●校務システムの円滑な運用サポート

## 正規の勤務時間以外の勤務時間記録簿の作成に関する要綱

### 1 趣旨

この要綱は、校長が教育職員の勤務時間の実態を把握し、職員の健康管理と円滑な学校運営を図るため、「正規の勤務時間以外の勤務時間記録簿」（別記様式。以下「記録簿」という。）の作成に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 記録簿についての基本的な考え方

平成18年4月3日付け文部科学省通知「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」が、各学校等における勤務時間の適正な把握に努めるよう求めており、校長が教育職員の勤務時間の実態を把握し、時間外勤務の縮減に努めることは、健康管理上必要なものであると考えられること。

### 3 対象職員

記録簿の対象職員は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律77号）第2条第2項に規定する教育職員のうち、校長（園長）、副校長及び教頭を除く職員（以下「対象職員」という。）とする。

### 4 記録簿の記入方法及び事務手続きについて

- (1) 対象職員は、別記記載例に従い、あらかじめ割り振られた勤務時間を超えて在校した場合はその都度、勤務時間数と勤務内容を記録簿に記入し、校長確認欄にチェックを受ける。
- (2) 対象職員は、月ごとに時間数を集計のうえ、月初に前月分を校長へ提出し、校長確認印を受ける。合計時間数が0であった場合も提出する。
- (3) 記録簿は、各学校で5年間保存するものとする。

### 5 記録簿の活用

- (1) 校長は、記録簿により客観的な勤務実態の把握に努め、必要に応じて教育職員が産業医面接指導を受けられるようにすること。また、把握した教育職員の勤務の実態を考慮し、業務量のバランスを確認のうえ校内業務の再検討を行う等、円滑な学校運営を行ううえでの資料として活用すること。
- (2) 各教育職員は、自らのあらかじめ割り振られた勤務時間を超えて勤務した時間数を認識することにより、健康管理に十分努めるものとする。
- (3) 教育委員会は、教育職員の勤務時間の実態を把握し、正規の勤務時間以外の勤務時間縮減や学校業務効率化に向けた取組みを推進するための基礎資料とするものであること。

### 6 実施日 平成21年1月1日



別記様式

## 年 月分 正規の勤務時間以外の勤務時間記録簿

学校名		職員番号		氏名					
日(曜日)	正規の勤務時間以外の勤務時間数 時間 分	勤 務 内 容	備 考 欄	校 長 確 認	日(曜日)	正規の勤務時間以外の勤務時間数 時間 分	勤 務 内 容	備 考 欄	校 長 確 認
1日( )	:			<input type="checkbox"/>	17日( )	:			<input type="checkbox"/>
2日( )	:			<input type="checkbox"/>	18日( )	:			<input type="checkbox"/>
3日( )	:			<input type="checkbox"/>	19日( )	:			<input type="checkbox"/>
4日( )	:			<input type="checkbox"/>	20日( )	:			<input type="checkbox"/>
5日( )	:			<input type="checkbox"/>	21日( )	:			<input type="checkbox"/>
6日( )	:			<input type="checkbox"/>	22日( )	:			<input type="checkbox"/>
7日( )	:			<input type="checkbox"/>	23日( )	:			<input type="checkbox"/>
8日( )	:			<input type="checkbox"/>	24日( )	:			<input type="checkbox"/>
9日( )	:			<input type="checkbox"/>	25日( )	:			<input type="checkbox"/>
10日( )	:			<input type="checkbox"/>	26日( )	:			<input type="checkbox"/>
11日( )	:			<input type="checkbox"/>	27日( )	:			<input type="checkbox"/>
12日( )	:			<input type="checkbox"/>	28日( )	:			<input type="checkbox"/>
13日( )	:			<input type="checkbox"/>	29日( )	:			<input type="checkbox"/>
14日( )	:			<input type="checkbox"/>	30日( )	:			<input type="checkbox"/>
15日( )	:			<input type="checkbox"/>	31日( )	:			<input type="checkbox"/>
16日( )	:			<input type="checkbox"/>	合計時間数		0 時	0 分	

1 正規の勤務時間以外の勤務時間数欄には、在校時間から正規の勤務時間及び取得した休憩時間を減じたうちの実労働時間を記入してください。

2 勤務内容欄には、次の記号を記入してください。

- ①生徒の実習に関する業務 ②学校行事に関する業務 ③教職員会議等に関する業務  
 ④非常災害、児童・生徒の負傷、非行防止の緊急措置等やむを得ない場合に必要業務  
 ⑤地域に関わる会合等 ⑥教育相談  
 ⑦その他(㊦授業準備 ㊧成績処理 ㊨事務・報告書作成 ㊩部活動等)

※該当する記号がない場合は、具体的にその勤務内容を簡潔に記入してください。

3 次の条件のいずれかに該当する職員は産業医の面接指導の対象となります。

- (1) 合計時間数が月100時間を超える職員  
 (2) 合計時間数が2か月の平均で80時間を超える職員  
 (3) 1又は2に該当しないが、本人や周囲からの申し出がある職員

校長確認印



## 参考資料4 労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について(抄)(平成18年4月3日付 初等中等教育企画課長等通知)

### 記

#### 1. 長時間労働者への医師による面接指導の実施について

今回の労働安全衛生法の改正によって、全ての事業場(常時50人未満の労働者を使用する事業場は平成20年4月から適用)において、事業者は、労働者の週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければならないこととされました。

また、長時間の労働(週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた場合)により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者、事業場で定める基準に該当する労働者についても面接指導を実施する、又は面接指導に準ずる措置を講じるよう努めなければならないこととされたところです。

各学校の設置者におかれては、常時50人以上の教職員が働いている学校等においては、産業医を活用する等の方法によって面接指導等を実施すること、産業医を選任していない学校等については、改正法の規定は平成20年4月1日から適用されることから、その間に、保健所等と連携して、面接指導を実施できるような体制を整えることについて指導していただくようお願いします。

また、私立学校については、地域産業保健センターの活用も有効であることから、十分に連携をとっていただくようお願いします。

なお、公立学校の教職員のメンタルヘルスの保持等については、平成17年12月28日付け17初初企第29号初等中等教育企画課長通知において各教育委員会へ依頼しているところですが、国、私立学校においても以下の方策などにより、所属の教職員のメンタルヘルスの保持等について一層取り組んでいただきますようお願いします。

(1)学校における会議や行事の見直し等による校務の効率化を図るとともに、一部の教職員に過重な負担がかからないよう適正な校務分掌を整えること。

(2)日頃から、教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができる職場環境を作ること。特に管理職は、心の健康の重要性を十分認識し、親身になって教員の相談を受けるとともに、職場環境の改善に努めること。

(3)教職員が気軽に相談できる体制の整備や、心の不健康状態に陥った教職員の早期発見・早期治療に努めること。

(4)一般の教職員に対して、心の健康に関する意識啓発や、メンタルヘルス相談室等の相談窓口の設置について周知を図るなどの取組を推進すること。併せて、管理職に対してメンタルヘルスに対処するための適切な研修を実施するよう努めること。

## 2. 労働時間の適正な把握について

労働時間の適正な把握については、平成13年4月6日付け基発339号厚生労働省労働基準局長通知「労働時間の適正な把握のために使用者が構すべき措置に関する基準について」(平成13年4月27日付けで総務省自治行政局公務員部公務員課長から各都道府県・指定都市に通知)において、具体的な方法等が示されているところですが、今後とも、各学校等における勤務時間の適正な把握に努めていただきますようお願いいたします。なお、基準として示されている主な内容は、以下のとおりです。

(1)使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとに始業、終業時刻を確認し、これを記録すること。

(2)使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として、次のいずれかの方法によること。ア 使用者が、自ら現認することにより、確認し、記録すること。

イ タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること。

(3)労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存すること。

(4)事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

## お問合せ先

初等中等教育局学校マネジメントプロジェクトチーム

(初等中等教育局学校マネジメントプロジェクトチーム)

-- 登録:平成21年以前 --

## 教職員のメンタルヘルス対策について

1 川崎市教職員メンタルヘルス対策推進計画（第4次推進計画：平成27年3月策定）  
継続的かつ計画的にメンタルヘルス対策を推進することで、教職員の心の健康を保持・増進し、本市の教育の推進及び円滑な学校運営に資することを目的として策定。

2 川崎市教育委員会におけるメンタルヘルス対策の実施体制及び支援  
川崎市教職員メンタルヘルス対策推進計画に基づき、メンタルヘルスに悩む教職員の相談窓口として、勤労課に健康推進室を設け、産業医、精神保健相談員を配置しています。

（健康推進室のメンタルヘルス対策実施体制）

産業医 2名

精神保健相談員 3名

（具体的な支援の内容）

- ・メンタルヘルス不調に関する啓発として階層別研修を実施
- ・職場巡視を利用した環境改善
- ・精神保健相談員によるカウンセリング
- ・職場復帰支援リハビリ計画の策定
- ・復帰後のフォロー面談（1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月）
- ・ストレスチェックの全校実施



## 学級編制について

### 1 平成28年度学級編制基準について

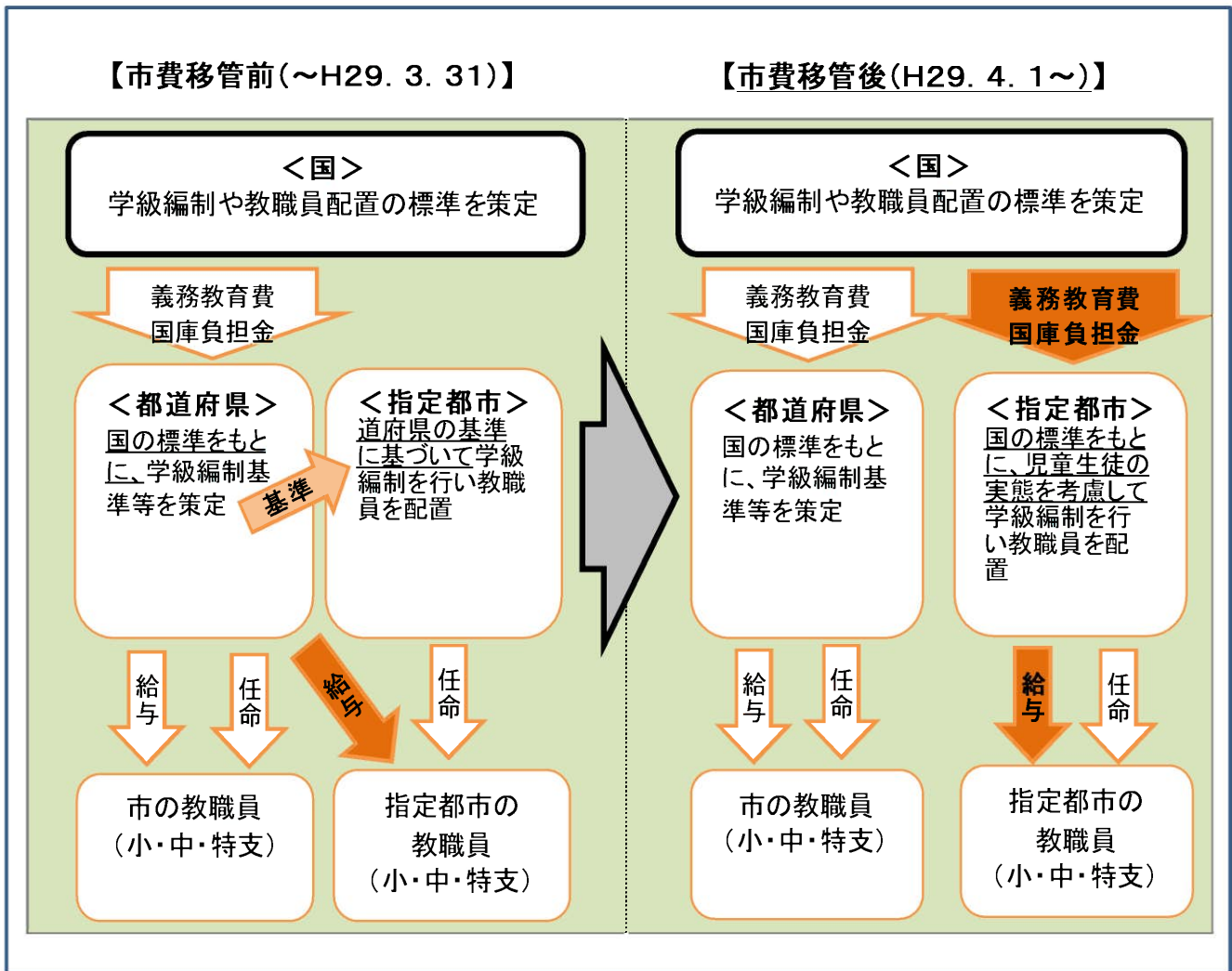
#### 【普通学級】

- ・ 小学校 1 年生 1 学級あたり 35 人
- ・ 小学校 2 年生～中学校 3 年生 1 学級あたり 40 人

※平成 28 年度は神奈川県基準となります。

※小学校 2 年生は、加配定数を活用し、全校で 35 人以下学級を実施しています。

### 2 学級編制の権限について



# 次世代の学校指導体制の在り方について（最終まとめ） ～基本的な考え方～

## 現在の学校指導体制

## 次世代の学校指導体制強化のためのタスクフォース

- 教員が、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行う「日本型学校教育」は、国際的にも高く評価される大きな成果。
- 世界トップレベルの学力を維持する一方、根拠・理由を示して自分の考えを述べること等に課題。
- 義務標準法に基づく、主に標準的な授業時数に応じた算定による教職員配置。

+

## 更なる対応が必要な課題

- グローバル化の進展、人工知能(AI)の飛躍的進化など、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会の中でも、伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を作り出していくための必要な資質・能力を子供たちに確実に育む学校教育が必要

- 格差の再生産・固定化
- 特別支援教育の対象となる子供の増加への対応、インクルーシブ教育システムの構築
- いじめ、児童生徒の暴力行為、不登校、児童虐待など、児童生徒を取り巻く諸課題の複雑化・多様化
- 外国人児童生徒等の増加

- 過疎化の進行
- 地域社会の支え合いの希薄化
- 家庭の孤立化

## 次世代の学校

今まで以上に、子供たちに向き合う時間を確保し、質の高い授業や、個に応じた重点的な学習指導によりこれからの時代に必要な資質・能力を保障

特別な配慮を必要とする子供たちの自立と社会参加を目指し、多様な子供たち一人一人の状況に応じ、それぞれが持つ能力を最大限に伸長

「地域とともにある学校」への転換を図り、学校と地域の連携・協働による社会総がかりの教育を実現

## 学校指導体制の改善・充実

- 「次世代の学校」の創生に必要な**教職員定数の充実**
- 「経済・財政再生計画」を踏まえ、少子化の進展、学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ、実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえ、**10年程度を見通した、「予算の裏付けのある教職員定数の中期見通し」を策定**（「次世代の学校」指導体制実現構想(仮称)）、**義務標準法の改正**

# 「次世代の学校」指導体制実現構想（中期見通し）（仮称）に盛り込むべき事項

## 1. 学習指導要領改訂による「社会に開かれた教育課程」の実現

### ①小学校専科指導（外国語・理科・体育など）の充実

高学年を中心に、外国語等の教科で専科指導を行うため、専科担当教員や、中学校教員など、教科の専門性の高い教員の定数を充実

### ②主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の充実

「主体的・対話的で深い学び」を充実させるため、アクティブ・ラーニングの研究等に必要な教員定数を充実。また、自治体や学校現場の判断により、学年段階や授業内容等を踏まえ、チーム・ティーチングや少人数指導を実施するために必要な定数を確保。

## 2. 多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育

※**基礎定数化**（対象児童生徒数に応じた算定）により、**安定的・計画的な教員採用・配置を促進**

### ①発達障害等を対象とする「通級指導」の充実：**基礎定数化**

発達障害や言語障害などの児童生徒に対し、通常学級に在籍しつつ、取出し等による特別の指導を行うために必要な教員を配置

### ②外国人児童生徒等教育の充実：**基礎定数化**

日本語能力に応じた指導が必要な児童生徒（2割は日本国籍）に対し、取出し等による日本語指導・教科指導を行うために必要な教員を配置

### ③貧困等に起因する学力課題の解消

貧困等に起因する学力課題がある学校に対し、放課後の学習相談や、取出し等による補充学習、家庭学習のサポートなどきめ細かい支援を行う教員を集中的に配置。

### ④いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化

いじめ・不登校等の未然防止・早期対応に向け、学級担任など一部の教職員のみが抱え込むのではなく、組織的な指導体制を構築

## 3. 「次世代の学校・地域創生」プランの推進

### ①教員の質の向上に向けた指導教諭の配置促進

若手教員の人数が多い又は割合が高い学校に指導教諭を配置し、校内研修体制を充実

### ②「チーム学校」の実現に向けた、学校事務の共同実施体制の構築

学校業務の改善、教育の情報化推進のため、学校事務職員の体制を強化

### ③提案型「先導的実践加配制度」の創設

全国的な教育水準の維持向上の観点から、各自治体の提案による先導的な実践研究と連動した加配措置を実施。客観的根拠に基づく効果の多面的な評価を推進し、成果を全国に還元

「学校現場における業務の適正化について(報告)」も踏まえ、休養日の設定など部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、土日の部活動手当を引き上げ

## (参考) ～多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育～

### 障害のある児童生徒の指導

- 特別支援教育の対象児童生徒数は、約34万人
- 通級指導を受ける児童生徒は、10年間で2.3倍
- 地方からの要望の87%しか実際に定数措置できていない

- 通級指導担当教員の充実・基礎定数化
- 特別支援教育コーディネーターの加配拡充
- 学習支援を行うサポートスタッフの充実
- 特別支援学校教諭免許状の保有率引上げ

個々に応じた指導を受けられる  
児童生徒の割合 100%  
特別支援学校教員の  
免許状保有率 100%

### 外国人児童生徒等教育

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等は、10年間で1.6倍
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の2割が、必要な指導を受けられていない

- 外国人児童生徒等指導担当教員の充実・基礎定数化
- 日本語指導支援員、母語支援員の充実

集中的な支援により、  
日本語指導を受けられる  
児童生徒の割合 100%

### 貧困等に起因する学力課題の解消

- 経済的援助を受ける家庭の児童生徒数は、16人に1人(平成7年度)から、6人に1人(平成25年度)に増加
- 子供の貧困率16.3%(OECD平均13.3%)

- 貧困による教育格差の解消のための教員の加配拡充
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充(常勤・国庫負担化等の検討を含む。)

集中的な支援により、  
学力に深刻な課題を有する  
学校の解消 (1000校程度)

### いじめ・不登校の未然防止・早期解消

- いじめ重大事態の発生件数は449件
- 小中学生の不登校 約12.3万人
- 不登校だった生徒の高校中退率は約10倍
- 小学校の暴力行為 約1.1万件  
(平成26年度は平成9年度の約8倍)

- 家庭・関係機関との連携など中心的な役割を担う児童生徒支援専任教員の配置拡充
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充(常勤・国庫負担化等の検討を含む。)
- 教育支援センターの全国展開・強化
- 不登校特例校の設置促進

全ての児童生徒が豊かな  
学校生活を送り、安心して  
教育を受けられる体制の確立

## 川崎市立学校の安全衛生管理体制について

### 1 労働安全衛生法に規定される（市立学校の）安全衛生管理体制

#### （1）教職員 50 人以上の学校において選任・設置義務があるもの

- ① 衛生管理者（労働安全衛生法第 12 条、労働安全衛生法施行令第 4 条）
- ② 産業医（労働安全衛生法第 13 条、労働安全衛生法施行令第 5 条）
- ③ 衛生委員会（労働安全衛生法第 18 条、労働安全衛生法施行令第 9 条）

#### （2）教職員 10～49 人の学校において選任義務があるもの

衛生推進者（労働安全衛生法第 12 条の 2）

### 2 川崎市立学校における安全衛生管理体制

#### （1）教職員 50 人以上の学校

- ① 衛生管理者  
各学校において衛生に係る技術的事項を管理する者として、資格を保有する者の中から 1 名以上を選任
- ② 産業医  
各学校の教職員の健康管理等を行う者として、産業医を選任
- ③ 安全衛生委員会  
各学校における安全及び衛生に関する重要事項について調査審議する機関として、川崎市教育委員会安全衛生管理規則第 22 条で設置に関し規定を設けて、各学校に設置。

#### （2）教職員 50 人未満の学校

衛生推進者

衛生に係る業務を担当する者として川崎市教育委員会安全衛生管理規則で、各学校に衛生推進者を置き、教頭をもって充てるものとしている。